

公立大学法人福岡女子大学女性研究者支援者制度実施要綱

(趣旨)

第1条 福岡女子大学女性研究者支援者制度（以下「支援者制度」）は、育児・介護をする福岡女子大学の研究者が研究活動の支援を必要とするときに、研究支援者を派遣することにより、その研究活動を継続できることを目的とする。

(被支援者の資格)

第2条 研究支援者による支援を受けられるもの（以下、「被支援者」）は、本学の研究者（助手以上）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠中又は小学校6年生までの子を養育している女性研究者
- (2) 妊娠中又は小学校6年生までの子を養育している女性研究者をパートナー（夫婦など）とする男性研究者
- (3) 要介護状態にある家族の介護をしている女性研究者（介護休暇中の研究者を除く）
- (4) 要介護状態にある家族の介護をしている女性研究者をパートナー（夫婦など）とする男性研究者

(5) その他地域連携センター長が認める者

2 前項第3号及び第4号の要介護状態にある家族とは下記に定める者であって、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあるものをいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であって教員が同居し、かつ、扶養している者
- (6) 配偶者の祖父母、兄弟姉妹又は孫であって教員が同居し、かつ、扶養している者
- (7) 教員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び教員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が定めるもの

(利用期間)

第3条 研究支援を受ける期間は4月1日～3月31日までの1年間を期限とする。期間が

満了した場合は再申請することができる。

(利用時間)

第4条 研究支援を受けられる時間は、研究支援者1人につき1日7時間45分未満で、研究支援者に週20時間、月40時間を超えて業務に従事させることはできない。

- 2 被支援者は研究支援者に休日に支援に従事させることはできない。
- 3 被支援者は研究支援者に22時から5時の間は支援に従事させることはできない。
- 4 被支援者は研究支援者に1日の支援時間が6時間を超える場合においては45分の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならない。

(申請)

第5条 支援を受けようとする研究者は、別に定める申請書により、応募すること。

(審査基準等)

第6条 審査の基準は、次の各号に掲げる事項に基づいて判断する。

- (1) 出産、育児又は介護による研究時間の制限
- (2) 研究補助業務内容の具体性
- (3) 被支援者、研究支援者への、研究支援の有効性
- (4) その他、研究支援の必要性が高いと認められる事由の有無

(選考等)

第7条 第5条に基づき申請があったときは、地域連携センター女性生涯学習研究部門にて選考し、地域連携センター長が決定する。

(中間報告)

第8条 被支援者は被支援期間中に行われる中間ヒアリングの際、別に定める報告書を提出するものとする。

(成果報告)

第9条 被支援者は研究支援期間終了後に、別に定める成果報告書を提出するものとする。

(研究支援者)

第10条 研究支援者の採用、雇用等に関し必要な事項は、別に定める。

(調査・報告への協力)

第11条 支援者制度の被支援者、研究支援者は、地域連携センター女性生涯学習研究部

門が行う当該制度の調査・報告に協力をするものとする。

(成果物の謝辞)

第12条 支援者制度を活用して成果を発表する場合、「〇〇（成果物名）は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業 女性研究者研究活動支援事業（一般型）における福岡女子大学女性研究者支援者制度の成果の一部である」との謝辞を加えることとする。

2 平成28年4月以降にこの制度を利用した場合は、前項は適用しない。

(事務)

第13条 この要綱に関する事務は、地域連携センター女性生涯学習研究部門において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援者制度に関し必要な事項は、地域連携センター長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月13日一部改正）

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。